

令和 2 年 6 月 15 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2019

課題番号：15K03173

研究課題名(和文) 新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究

研究課題名(英文) A study on the principle of directness and adversary system under the new criminal justice process

研究代表者

堀江 慎司 (Horie, Shinji)

京都大学・法学研究科・教授

研究者番号：10293854

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、平成28年刑訴法等改正により導入された「新たな刑事司法制度」のうち、主に取調べの録音録画制度及び協議・合意制度を中心に、その適切な運用の在り方を考察した。両制度の下で生成される証拠の取扱いの在り方のほか、両制度が全体としての刑事手続、特に当事者の捜査・訴追活動や防御活動全般に与える影響をも見据えつつ考察することにより、「直接主義」や「当事者主義」をはじめとする刑事手続の基本理念・基本構造と新制度との関係を明らかにすることを試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

平成28年刑訴法等改正により導入された新制度については、立法作業中から様々な課題が指摘され、また運用が開始されたばかりでもあるところ、本研究が、同制度の運用上の具体的な課題を析出して考察するとともに、「直接主義」や「当事者主義」をはじめとする刑事手続の基本理念・基本構造と同制度との関係を解明しようとして得た知見は、今後新制度が既存の刑事手続の中に適切に位置づけられ、健全かつ安定的な運用が行われるよう図る上で、有益なものと思われる。

研究成果の概要(英文)：In this study, I accomplished researches and published papers on "the new criminal justice process", which was adopted by the revised code of criminal procedure of 2016. I focused especially on the videotaping of the interrogation of criminal suspects and the bargaining procedure. I tried to explore the relationship between the newly adopted procedures and the basic principles of criminal justice process, such as the principle of directness and the adversary system.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟法 新たな刑事司法制度 取調べの録音録画 協議・合意制度 直接主義 当事者主義

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究の開始直前の平成 26 年に法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会での審議の結果が取りまとめられた。そこでは、「被疑者取調べの録音・録画制度の導入を始め、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化する」こと、及び「供述調書への過度の依存を改め、被害者及び事件関係者を含む国民への負担にも配慮しつつ、真正な証拠が顕出され、被告人側においても、必要かつ十分な防御活動ができる活発で充実した公判審理を実現する」ことという二つの理念に基づき、通信傍受、被疑者国選弁護、証拠開示、証人保護等の既存の諸制度の拡充とともに、被疑者取調べの録音録画制度、捜査・公判協力型協議・合意制度、刑事免責制度等の新たな制度の導入が提言され、その後平成 28 年にこれらが刑事訴訟法等の改正として結実した。改正の直接の関心は、刑事手続における証拠とりわけ供述証拠の適正かつ効率的な収集・獲得の在り方と、手続において用いられる証拠全体の中での供述証拠の比重の在り方であったが、導入された具体的な諸制度には、単に証拠の取り扱いといった点にとどまらず、刑事手続の全体構造やその目的の在り方にも影響を与えうるものが含まれた。

(2) しかし、特別部会の審議においても、また、それと並行する学界の議論においても、刑事手続の基本構造や基本理念とこれら新制度の関係についての理論的検討は、必ずしも十分には煮詰められていないように思われた。とりわけ、裁判員制度(平成 16 年制定、同 21 年施行)の導入の前後から再び脚光を浴びはじめた「直接主義・口頭主義」や「当事者主義」といった基本理念に対して、それとは別個の出自を持つ新制度がいかなる意味を持ちうるのかは不分明であり、新制度の導入により、刑事手続における供述証拠の役割・価値がどのように変容していき、ひいては証拠法と縁の深い直接主義・当事者主義という基本理念・基本構造との関係で新制度がどのように位置づけられるのかが問われているものと思われた。

2. 研究の目的

上記のような背景の下、本研究の目的は、直接には、新制度に含まれる特定の制度、とりわけ被疑者取調べの録音録画制度や捜査・公判協力型協議・合意制度の施行後の運用のあるべき姿を探ることであったが、その際には、これらの制度やこれらを含む新制度全体と、直接主義や当事者主義といった刑事手続の基本理念・基本構造との関係を明らかにし、これらの諸制度がそうした基本理念・基本構造とも整合する形で既存の刑事手続の中に位置づけられうるか否かを検討することを目指した。

3. 研究の方法

(1) 新制度の成立過程における議論、特に法制審議会特別部会での議論を精査するとともに、新制度の運用開始後の実務界や学界における議論状況を検討することで、新制度の運用上の諸課題を析出し、今後の運用のあるべき姿を探った。また、直接主義や当事者主義等の基本理念・基本構造との関係を検討するという目的のため、それらの理念・構造に関する従来からの議論も参照し、その再検討も行った。

さらに、新制度に関連して、諸外国とりわけアメリカの制度やその運用についても、内外の文献を参照しつつ、我が国の制度の運用にとり参考とすべき点を検討した。

(2) 研究の対象領域については、下記で述べるように、取調べの録音録画制度や協議・合意制度等の新制度のみならず、それら新制度が全体としての刑事手続の中でどのように機能すべきかを探るといった関心から、古典的な証拠収集手続にも研究対象を広げた。

4. 研究成果

(1) 上記のような研究の背景・目的・方法のもと、平成 28 年刑訴法等改正で導入された「新たな刑事司法制度」について、その内容及び立法過程の議論を精査するとともに、改正成立後の議論状況を整理しつつ、新制度の運用の在り方を検討する研究を行った。

(2) 具体的には、第一に、被疑者取調べの録音録画制度に関し、その運用上の課題、とくに捜査機関に対する録音録画義務の例外規定の適用の在り方を検討するほか、同制度下で生成される記録媒体の証拠としての取扱いについて適切な運用の方向性を探るとともに、同制度が自白の証拠としての取扱いに与える影響について考察し、さらに取調べ可視化の下での防御活動及び捜査活動のあるべき姿の提示を試みた。この研究に関する主要な成果は、下記〈引用文献〉の〔雑誌論文〕及び である。論文 では、録音録画制度導入のそもそもの趣旨を確認した上で、録音録画義務と記録媒体の証拠調請求義務との関係、録音録画記録又はその欠如が自白の任意性判断において持ちうる意味、録音録画義務違反と違法収集証拠排除法則との関係等の問題について検討を加えた。また、論文 では、録音録画記録媒体をいわゆる実質証拠として使用することの可否について、直接主義や公判中心主義の観点から留意すべき点を指摘したほか、録音録画義務の例外規定の運用の在り方を、被疑者の黙秘権行使の機会確保との関係を軸に検討し、さらに、録音録画による取調べの可視化が進展する中での今後の被疑者弁護活動の在り方、及びそれを踏まえての捜査活動の在り方について、展望を述べた。

次に、捜査・公判協力型協議・合意制度に関し、訴因制度や裁判所の審判権限をめぐる従来の議論との関係を考察しつつ、協議・合意の対象の選別の在り方、協議過程において弁護人が果たすべき役割、取引内容の合理性を確保するための方法等、制度運用の実際における理論的諸課題を抽出して分析した。この研究に関する主要な成果は、論文 である。同論文では、協議・合意制度の導入の意義を確認した上で、協議・合意の対象とすべき事件の種類や協力者及び標的者（協力者の提供する証拠を用いた訴追・処罰の対象とされる者）の選別の在り方について、考え得るケースを類型分けしつつ、各類型ごとに想起される運用上の問題点を検討したほか、協力者の提供する証拠の真实性確保の方策や、協議当事者である弁護人の果たすべき役割について考察した。その中では、弁護人と捜査・訴追機関との関係性が、同制度の導入を契機に今後一層変容しうる可能性があることをも指摘した。加えて、取引の合理性ないし検察官による訴追裁量権行使の合理性を如何に審査・統制すべきかについて、裁判所の審査権限との関係を中心に問題提起を行った。

これらの研究により、「直接主義」や「当事者主義」をはじめとする刑事手続の基本理念・基本構造と新制度との関係を明らかにすることを試みるとともに、いわゆる「捜査構造論」や訴追裁量統制論等の従来の基礎理論的トピックに対して新たな光を当てた。

(3) 以上のほか、新制度が刑事司法システム全体の中で如何に位置づけられるべきかを検討するためには、同制度の下での供述証拠の収集・使用の在り方のみならず、供述証拠以外の種類の証拠の収集や、古典的な手段による各種証拠の収集・保全・使用の在り方をも考察する必要があると考え、余罪取調べ、電磁的記録媒体の収集・保全、電子監視による情報収集、無令状捜索といった捜査手段の規律の在り方についても検討した。これに関係するのが、下記〔雑誌論文〕、及び〔図書〕の論文である。

まず、論文 においては、電磁的記録媒体の収集・保全の方法に関する従来の議論を再検討した上、電磁的記録媒体等、現代における各種証拠の存在形態に相応しい証拠収集・保全に関する理論枠組みを構築する必要性を示唆した。次に、論文 においては、本研究との関係では、身体拘束中の被疑者に対する余罪取調べによる供述証拠の収集について、従来の学説及び裁判例の議論を整理しつつ、その適切な規律の在り方を検討した。論文 においては、いわゆるGPS捜査に象徴される、近時の急速に発展する科学技術を用いた情報収集活動について、最高裁判例を綿密に分析しつつ、これにより侵害されうる対象者の権利利益の性質如何を解明・分析することを中心に考察を加え、かかる捜査活動に対する適切な統制の在り方を模索した。さらに、論文 においては、逮捕に伴い無令状で行うことが許される捜索の範囲について、捜査に関する最も基本的な規制原理である令状主義との関係を重視しながら、従来の学説及び裁判例の議論を批判的に検討し、逮捕の種類の違いをも考慮した新たな理論枠組みを提示した。

これらの研究で取り上げた、個々の捜査手段、証拠収集手段に対する規律の在り方が、上記新制度の下での供述証拠の収集・使用の在り方に具体的にいかなる影響を与えるかについては、なお今後の検討課題として残されたが、全体としての捜査手続・刑事司法手続のあるべき姿を探る上では不可欠の前提をなす研究であったと思料する。

< 引用文献 >

〔雑誌論文〕(計5件)

- 堀江慎司、「包括的差押え」について、法学論叢、182巻1=2=3号、2017年、181-201頁
- 堀江慎司、別件逮捕・勾留と余罪取調べ、別冊ジュリスト、232号、2017年、34-37頁
- 堀江慎司、GPS捜査に関する最高裁大法廷判決についての覚書、論究ジュリスト、22号、2017年、138-147頁
- 堀江慎司、取調べの録音・録画と自白の証拠能力、法律時報92巻3号、2020年、19-25頁
- 堀江慎司、平成28年改正刑訴法の運用に関する論点の整理と今後の展望、刑法雑誌59巻3号、2020年(掲載予定)

〔図書〕(計1件)

- 堀江慎司(分担執筆)、井上正仁先生古稀祝賀論文集、有斐閣、2019年、385-407頁(「刑事訴訟法二二〇条一項二号による無令状捜索の空間的範囲」)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 堀江慎司	4. 巻 92-3
2. 論文標題 取調べの録音・録画と自白の証拠能力	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 19-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀江慎司	4. 巻 59-3
2. 論文標題 平成28年改正刑訴法の運用に関する論点の整理と今後の展望	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 刑法雑誌	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀江慎司	4. 巻 232
2. 論文標題 別件逮捕・勾留と余罪取調べ	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト	6. 最初と最後の頁 34-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀江慎司	4. 巻 22
2. 論文標題 GPS捜査に関する最高裁大法廷判決についての覚書	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 138-147
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀江慎司	4. 巻 182-1=2=3
2. 論文標題 「包括的差押え」について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学論叢	6. 最初と最後の頁 181-201
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 堀江慎司
2. 発表標題 平成28年改正刑訴法の運用に関する論点の整理と今後の展望
3. 学会等名 日本刑法学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 堀江慎司 (分担執筆)	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 922
3. 書名 井上正仁先生古稀祝賀論文集 (385-407頁「刑事訴訟法二二〇条一項二号による無令状搜索の空間的範囲」)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----